

## 地 域 再 生 計 画

### 1 . 地域再生計画の名称

甘楽町<sup>かんらまち</sup>「清らかな流れを守る」計画

### 2 . 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県甘楽郡甘楽町

### 3 . 地域再生計画の区域

群馬県甘楽郡甘楽町の全域

### 4 . 地域再生計画の目標

甘楽町は、群馬県の南西部に位置し、人口14,784人(平成17年3月31日現在)、面積58.57平方キロメートルで、南部が高く標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地帯、北部の平坦地と変化に富み、南から北へと雄川<sup>おがわ</sup>・白倉川<sup>しらくらがわ</sup>・天引川<sup>あまびきがわ</sup>を主体に数本の中小河川が、富岡市の境界を流れる鎭川に注いでいる。

町からは、上毛三山をはじめ上信越国境や浅間山が一望でき、自然に囲まれた風光明媚な町で、歴史的にも古代から栄えた土地柄をしのばす史跡や文化財が多く残り、町の中心部を日本名水百選に認定されている「雄川堰<sup>おがわぜき</sup>」が流れ、国指定名勝楽山園<sup>らくさんえん</sup>や武家屋敷をはじめとする江戸時代の面影が漂う歴史の息づく町である。

しかし、高度経済成長の頃より人々の生活様式が変化して来ると共に、雄川堰に水を供給している雄川を始めとした、町内の河川に未処理の生活雑排水が流入し水質の悪化が生じてきた。

そこで、町は生活廃水を処理するため昭和62年度から町の中心部で下水道事業を、平成2年度からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、その他の地域で浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、53%にまで向上したところである。そのため、水質の向上が進んだ雄川が中央を流れる甘楽総合公園や公園に通じるせせらぎの道は、住民をはじめ多くの人が散策に訪れるいこいの場になっている。しかしながら町の全域に視線を移すと、依然河川の水質は悪化しており、更なる汚水処理施設の整備が必要となっている状況である。

一方、これまで増加の傾向であった人口は、近年における急速な少子高齢化の進展等により、平成11年度の15,106人をピークに減少に転じているところから、高齢者にも住みやすく、また、町からの転出者を減らし、転入者を増やすためにも、生活環境の向上が急務である。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進して、地域の付加価値を上げることにより、民間宅地開発の促進を図り、また、住民ボランティアによる雄川、雄川堰等のより一層の清掃活動を行い、清らかな流れを守ることにより、活力に富み、この町に生まれ、この町に住んでよかったと誇れる、心豊かで穏やかに暮らせる甘楽町を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を53%から70%に向上)

## 5. 目的を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

下水道事業では、平成16年9月3日の事業認可済み区域の下水道管布設及び公共枡の設置工事を行い早期接続の推進を図る。

浄化槽では、下水道事業認可区域及び農業集落排水施設の供用済み区域を除いた全区域への設置の普及推進を図る。

住民ボランティアによる雄川を始めとする河川や雄川堰の清掃活動を行う。

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

##### [事業主体]

いずれも甘楽町

##### [施設の種類]

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

##### [事業区域]

- ・ 公共下水道 甘楽町小幡地区、小川地区、白倉地区の一部、
- ・ 浄化槽 甘楽町の下水道事業認可区域及び農業集落排水施設の供用済み区域を除いた全域

##### [事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 浄化槽 平成17年度～21年度

##### [事業費]

公共下水道 290,000千円  
(うち、単独 66,000千円)  
(うち、国費112,000千円)

浄化槽（個人設置型） 47,277千円  
(うち、国費15,759千円)

合計 337,277千円  
(うち、単独 66,000千円)  
(うち、国費127,759千円)

##### [事業量]

・ 公共下水道 1503,500m

・ 浄化槽（個人設置型）  
5人槽 68基  
6～7人層 72基  
8～10人槽 5基

年度	H17	H18	H19	H20	H21
基数	25	30	30	30	30

なお、各施設による新規の処理人口は、下記のとおり。

公共下水道小幡・小川・白倉地区で320人、浄化槽500人

## 5 - 3 その他の事業

### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組み

- ・ せせらぎグリーン計画の普及促進

各家庭による生活廃水対策の実践（調理くず、廃油等の流失防止策、台所洗剤、洗濯石鹸の適量使用）及び雄川堰や身近な水路や側溝の清掃活動により、生活環境の保全と水環境への負荷の軽減に努める。

- ・ 住民ボランティア清掃活動の実施

各地域住民による春、夏、秋の道路清掃や河川清掃活動を通じて「清らかな流れを守る」心を育てる。

## 6 . 計画期間

平成17年度～21年度

## 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示した数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、第三者が行った水質検査等を環境担当部署と評価検討する。

必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、町の環境担当で構成する「地域再生計画再評価協議会（仮称）」の開催し検討する。

## 8 . 地域再生計画の実施に関し当該他地方公共団体が必要と認める事項

該当なし